

総務建設常任委員会会議録

[平成25年11月20日開催]

南あわじ市議会

総務建設常任委員会会議録

日 時 平成25年11月20日
午前10時10分 開会
午前10時35分 閉会
場 所 南あわじ市議会委員会室

1. 出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

出席委員（9名）

委 員 長	蛭 子 智 彦
副 委 員 長	長 船 吉 博
委 員	中 村 三 千 雄
委 員	登 里 伸 一 夫
委 員	北 村 利 夫
委 員	砂 田 杲 洋
委 員	森 上 祐 治
委 員	廣 内 孝 次
委 員	熊 田 司
議 長	小 島 一

欠席委員（なし）

事務局出席職員職氏名

局 長	高 川 欣 士
課 長	垣 光 弘
書 記	川 添 卓 也
書 記	斉 藤 浩 平

説明のために出席した者の職氏名

副 市 長	川 野 四 朗
市 長 公 室 長	土 井 本 環
総 務 部 長 兼 選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	入 谷 修 司

総務部総務課長 佃 信 夫

Ⅱ. 会議に付した事件

1. 付託案件…………… 4
- ① 議案第64号 南あわじ市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について

Ⅲ. 会議録

総務建設常任委員会

平成25年11月20日(水)

(開会 午前10時10分)

(閉会 午前10時35分)

○蛭子智彦委員長 ただいまから、総務建設常任委員会を開会いたします。

第50回臨時会において当委員会に付託されました議案について審査を行います。

1. 付託案件

① 議案第64号 南あわじ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について

○蛭子智彦委員長 それでは、付託されました議案第64号、南あわじ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についての議案を審議をいたします。

提案理由の説明は省略をさせていただきます。

それでは、ただいまより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

北村委員。

○北村利夫委員 ちょっと確認なんですけども、いわゆる国からこちらに来られたということなんですけど、退職して来られたのか、それとも向こうに籍を置いたまま来られたのか、まずそれをお聞きします。

○蛭子智彦委員長 総務課長。

○総務課長(佃 信夫) 実質は退職はされておりますけれども、この今回の副市長の就任については、いわゆる割愛人事といいまして、国と地方公共団体がよくやっているとか、法的には割愛人事というのは何も規定ないんですけどね。一応、公務員同士だったら、地方自治法で252条の17というような明確な規定はございますが、今回は割愛人事という中で、一旦退職して来られておりますけれども、いわゆる人事交流の一環ということでございます。

○蛭子智彦委員長 北村委員。

○北村利夫委員 割愛人事ということなんですけども、いわゆる特別職で、退職して来

られたということになれば、国のほうで一応、退職金はもう出てるんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） 一旦退職はしておりますけれども、退職金については、引き続いてこちらのほうでまた市町村のほうの退手組合に入っておりますので、退職金は支払われずに、本当の退職をしたときに支払われるということになります。

○蛭子智彦委員長 北村委員。

○北村利夫委員 そこら、僕らはなかなか理解できにくい部分なんですけども。もうちょっとかみ砕いて説明していただけますか。

○蛭子智彦委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） いわゆる、先ほど申し上げました人事交流ということでございますので、いわゆる我々の、先ほど申したような派遣と同じような意味合いということで御理解をいただければと思います。

○蛭子智彦委員長 北村委員。

○北村利夫委員 いわゆる国の退職規定と地方公務員の、こちらに来た特別職の退職規定の中での支給のパーセンテージの差というのはあるんですか。

○蛭子智彦委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） 負担金、負担率は地方と国は若干違うんかと思うんですけども、ただ、本市におきまして一般職の退職手当の負担金については1000分の215ですか、今、225だったのが215になってると思います。特別職が310だったと思います。ちょっと上がっておるんですけども。410か310だったと思います。上がっていると思います。

ただ、今回、もちろん引き継いでいきますので、その期間、南あわじ市でもし新しい副市長が国に帰られたとしましたら、こちらの期間を通算して国でまた退職金の算定がされて支給されるということでございます。

○蛭子智彦委員長 北村委員。

○北村利夫委員 ただ、国に帰る保証はあるんですか。

○蛭子智彦委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） 保証というのがちょっと言いづらいんですが、今回、人事交流ということですので、帰られるというような前提かと思っております。

○蛭子智彦委員長 ほかにございませんか。
森上委員。

○森上祐治委員 今回の北村委員と関連してなんですが、人事交流ということで、これは公務員、学校の教職員なんかでもそうですね。長期に行くときは、あれは長期研修出張という、出張扱いで行っておるんですよ。あれはもう、もちろん継続したあれになっておるんやけども。今のこの人事交流というのは、日本全国でかなり、中央のいわゆる役人、官僚が地方自治体にいろいろなところに行っておると思う。副市長だけでなしに、課長クラスでもかなり行かれています。

ちなみに、わかっただけ結構なんですが、兵庫県下でそういう、中央本庁と県の、県庁初め各地方自治体の交流というのはどの程度の規模あるんですかね。

○蛭子智彦委員長 総務部長。

○総務部長（入谷修司） 森上委員がおっしゃられたとおり、国のほうでは平成10年の閣議決定、それに続く21年3月の閣議決定によって人事交流の推進というのをやってございまして、国と地方公共団体との人事交流を積極的に進めていくというような施策をとっておりまして、兵庫県内いろいろとございます。県にも当然来ておるわけですが、市町村に来ておるケースにつきましては、神戸市であったり芦屋市、それから伊丹市、それからあと養父市あたりにも国のほうからそれぞれ。総務省であったり、文部科学省、それから神戸市の保健福祉局にも厚生労働省となっております。全国的には各省庁からいろんなところに来ておりまして、副市町長、市区町長になられておる国の機関から出向してこられる方につきましては、これは平成24年の8月現在、副市区町村長で84市町に、その時点で就任されておるというようなことが発表されております。

○蛭子智彦委員長 森上委員。

○森上祐治委員　　今、総務部長の説明で出てなかったんですが、洲本市なんかでも何かずっとありますよね。これは単なる観測なんですけども、我々のかいわいで言われておることやけども、一旦そういう国との交流ができれば、それも定着してしまって、例えば一定のポストが、普通、南あわじ市の職員だったら、いろんなどころに行ってたたき上げでだんだんプロパーになっていきますよね。それが何か、特定のポストだけが内部で育たないと、上から来るものやからと、指定席みたいになっておるといようなことを聞いたことがあるんですよ。その辺は、実態はどないなっとるんですかね。そういう心配はないんですかね。

○蛭子智彦委員長　　総務課長。

○総務課長（佃 信夫）　　私が知ってる範囲内でしたら、洲本市でしたら、農林水産省から一般職の方が人事交流で、ずっと毎年というか2年単位で入れかわりで来られておるといことを聞いております。また、県からも、例えば財務部長とか、そのあたりが県のほうから人事交流で毎年度来られているようなことも聞いております。

その人材育成の観点から、そこが指定席になったらその部分で市の元からいる職員が、人材育成がならないといような御指摘なんですけども、それについてはそういう外部から来られた方に対して、また我々としても意識もして、やはりいい影響を与えていただいて、お互い切磋琢磨しながら市の行政にそのときは携わっていただけていけるものかと思っております。

○蛭子智彦委員長　　他には。
　　廣内委員。

○廣内孝次委員　　条例の中でちょっと聞きたいんですけども。この場合において云々とありますけども、この場合といことはこれ、前後が省略されているのでちょっとわかりにくいんですけども、その点に関してちょっと詳しく説明していただきたいと思います。

○蛭子智彦委員長　　総務課長。

○総務課長（佃 信夫）　　もともとの一般職の条例におきましては、一般職同士でありましたら、国と例えば地方公共団体、我々本市の職員に、例えば国家公務員の方が来られた場合は、その期末勤勉手当の期間通算はできるということだったんですけども、今回は一般職と特別職といことのでございますので、その常勤の特別職に対して一般職からの通

算ができるということで、一般職の例によるというような今回の改正でございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○蛭子智彦委員長 廣内委員。

○廣内孝次委員 そしたらこれは、一般職の規定はあるということで、特別職に関してはないという勘定で、この項目を入れればクリアできるというような考え方でよろしいんですか。

○蛭子智彦委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） そのとおりでございます。

○蛭子智彦委員長 ほかにございませんか。
なければ、副委員長。

○長船吉博副委員長 蛭子委員長。

○蛭子智彦委員長 それではちょっとお尋ねするんですが、副市長の給与の基準と前職の給与の基準、水準というのか、どうなっているんでしょうか。前職時代の給与の水準です、それはプライバシーにかかわることですか。

○長船吉博副委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） 申しわけございません。前職の給与の詳細については存じ上げておりません。

○長船吉博副委員長 総務部長。

○総務部長（入谷修司） 当然、本俸、こちらはちょっと本俸だけは聞いております。これに加えて、国のほうでは地域手当、そういう大都会でございますので十数%。地域手当が出ておりましたし、また、管理職手当、それから住居手当だったり扶養手当、通勤手当等、そういった手当類も出ておったかと思いますが、地域手当、それから管理職手当につきましても市の給料表の比でないと。地域手当は本市ではもう廃止されておりますが、国のほうではまだもらっております、今現在の副市長としての報酬と比較してどうかと

ということにつきましては、本俸は当然低いわけでございますけれども、そこらにつきましてはちょっと比較いたしかねます。そこらの手当類の有無について確認はできておりませんので、そんな状況でございます。

○長船吉博副委員長 蛭子委員長。

○蛭子智彦委員長 比較しにくいんですが、大体の線でいいんですけどね。正確でなくても大体の線で、上がってるのか下がってるのか。それぞれいろんなその方の生活の事情もあるけれども、下がっておってもまたあえてこちらに来てくれているというのと、また上がっておるとちょっと事情が違うのかなという印象がありまして。大ざっぱで結構ですので、説明いただけたら判断する上での参考になるのかなというふうに思っております。

○長船吉博副委員長 総務部長。

○総務部長（入谷修司） 本俸につきましては当然、今の副市長より安いわけですが、その他手当類は、そういった都市在住の中で、また、そういった国の管理職といった中である程度もらわれておられますので。そこらを比較してどうかというところでございますし、副市長のそういった給料自体も今、8%の削減を行っておりますので、そこらと比較して、余り変わりがないものと、これは推測ですが、そのようにこちらは判断しております。

○長船吉博副委員長 蛭子委員長。

○蛭子智彦委員長 余り変わりがないであろうということですね。公務員という世界の中で、出向というような受けとめをしておったわけですがけれども、非常に何か、割愛人事という非常に特殊なやり方で、もう少しわかりにくい点もあるんですけども。少し聞きますと、このことをしないと、例えば通算の職歴に対して4年間というものが退職金なりあるいは共済年金ですか、これに対してこの手続をしておかないと、その4年間というものが切れていくということになって、非常に当事者にとっては不利な扱いになるというような話も聞いておるわけですが、その点いかがですか。

○長船吉博副委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） 今回の件につきましては、期末手当のみということでござい

ます。

○長船吉博副委員長 総務課長、今、委員長の質問と答弁がちょっと違うんですね。
正確な答弁をしていただきたいと思いますと思うんですけど。

総務課長。

○総務課長（佃 信夫） 今回というか、退職金の通算については割愛人事ということで、これは先ほど申したような、全国でたくさんの方がございます。これについては、もう退職金、そちらの国家公務員の方が地方に来られて、もちろん帰る前提で来られているということなので、その期間においては通算されるということが全て前提ということになっておりますので。その辺については、今回の条例については、期末手当のみの措置ということでの御理解をいただきたいと思いますと思っております。

○長船吉博副委員長 蛭子委員長。

○蛭子智彦委員長 ということは、この条例改正をする、しないにかかわらず、通算のキャリアというのは変わらないという説明だったと思うんですね。そうしますと、主には期末手当のことに絞って考えられるということになると思うんですが、普通、一般職、特別職ということで、特別職の場合は我々議会議員は3カ月以内の期間で報酬を算定するときには全体の30%、4カ月以内であれば40%というような、その月数に応じて減額されるということになっておるわけですけども、この特別職の就任に当たっては、この減額部分をなくすと、満額支給ということになるということですね。それで間違いありませんね。

○長船吉博副委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） 今回、これは本来、9月議会で同時に上程すべきことだったんですけども、我々としては当然、一般職同士の場合はそういう通算ができるということであつたんですけども、今回、国の職員の方が特別職になられるという受け皿ができていなかったと御理解いただきたいと思いますと思っております。というのは、通常でしたら当然通算すべきものを、今回、条例を通算できるようにしてなかったということでございますので、今回改善をして、適正なやり方にするということでございますので、御理解をいただければと思っております。

○長船吉博副委員長 蛭子委員長。

○蛭子智彦委員長　　そうしますと、その算定の基準としては10月1日から11月末までというのが期間になるわけですか。そして、残りの4カ月というのは、国家公務員の時代のものであるということですね。

○長船吉博副委員長　　総務課長。

○総務課長（佃　信夫）　　そのとおりでございます。

○長船吉博副委員長　　蛭子委員長。

○蛭子智彦委員長　　そうしますと、その4カ月分はこちらで働いていないけれども、南あわじ市が支給をするということになるんですが、矛盾があるように思うんですが、いかがでしょうか。

○長船吉博副委員長　　総務課長。

○総務課長（佃　信夫）　　これはやはり、人事交流、御本人にとりましては公務に携わっておるということでございますので、今度向こうに帰った場合につきましても、例えば4月に帰られたら、今度、6月の期末勤勉手当に影響が出てまいりますので、それは南あわじ市の期間を通算してまたその継続しているということでの支給となるものでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○長船吉博副委員長　　蛭子委員長。

○蛭子智彦委員長　　ということは、4カ月分は、仮に4年間で終わって帰るとした場合、その4カ月分はこちらで働いているけれども、その分は国が支給をするということになるわけですね。それはそれで結構なんですけど、ただ、就職をして、一般的な考え方ですけれども、民間であれば就職をして2カ月間働いてもらえる期末手当というのは、その会社によっては随分違うと思うんですけれども、満額出るとはまず考えられないと。ということ言えば、公務員としては一定、優遇されている部分ではあるというふうに思うんですが、その点はどのようにお考えですか。

○長船吉博副委員長　　総務課長。

○総務課長（佃 信夫） やはり一旦そこで区切ってしまうということの概念からすればおっしゃるとおりかと思えますけども、公務が継続しているというような理由でお考えいただければよろしいかと思っております。

○長船吉博副委員長 蛭子委員長。

○蛭子智彦委員長 その点が少し民間感覚とずれてるという考え方なんです。4カ月間は国のために奉仕をされた。2カ月間は南あわじ市のために奉仕をされた。その財源は、4カ月間であれば、これは国のための奉仕であれば国が出す、市のために働いておるのであれば市の財源から出すという考え方が割と理解しやすい考え方のように思うんですけども、その点いかがですか。

○長船吉博副委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） 先ほども申しあげましたように、また今度帰られるときは、南あわじ市での期間については国のほうで期間算入されるということですので、その辺は割愛人事のそういうシステムの中での今回の措置ということでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○長船吉博副委員長 総務部長。

○総務部長（入谷修司） 今回の条例改正につきましては、ただいま佃総務課長が申しあげましたように、このたびの国のボーナスに影響する話でございますが、今度、国へ帰られた場合において、国のほうの人事院の通達においては、人事交流であって地方公務員となった期間につきましては、通算を認めている地方公共団体の職員である場合、通算を認めている地方公共団体から国へ復帰する場合は、今言う期末手当において、6カ月以内にあってもその期間は算定するということになってございますので、その通算を認めている地方公共団体の中という解釈は、今回の条例で、条例が制定されておる市区町村から帰った場合は、国において帰った際の満額のボーナスは支給するということでございます。そこまで影響する話でありますので、その点、よろしくお願ひしたいと思います。

○長船吉博副委員長 蛭子委員長。

○蛭子智彦委員長 今度、新任で着任をされる副市長にしましても、御家族もあるでしょうし、また実際にこういう、その間の、働くということにつきましては結局は同等であ

ると、どのようにしっかりと仕事をしてくれるかということが課題であろうかと思imasので、その点は十分理解をしたいと思imas。そういう、やはり農業分野で非常に大きな課題を持っている南あわじ市ですから、十分な成果を上げていただくということを期待をして、質疑を終わりたいと思imas。

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○蛭子智彦委員長　それでは、これで質疑を終了としたいと思imas。

委員間討議ということがあるわけですが、これは委員長判断ということで、今回は委員間討議を省略したいと思imasが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○蛭子智彦委員長　よろしいですか。

それでは、採決をしたいと思imas。

付託をされましたこの議案第64号、南あわじ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○蛭子智彦委員長　挙手多数でございます。

よって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

では、この付託案件については終了したいと思imas。

委員長報告をどうさせていただきますでしょうか。

(「委員長・副委員長に一任」と呼ぶ者あり)

○蛭子智彦委員長　どうもありがとうございます。

それではそういうことで。

では、委員会を終了したいと思imas。どうもありがとうございました。

(閉会　午前10時35分)

委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

平成25年11月20日

南あわじ市議会総務建設常任委員会

委員長 蛭子智彦